

修了証の再交付・書替・統合について

再交付、書替についての規則

(労働安全衛生規則 第82条)

技能講習修了証の交付を受けた者で、当該技能講習に係る業務に現に就いているもの又は就こうとするものはこれを滅失し、又は損傷したときは、技能講習修了証再交付申込書(様式第18号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の再交付を受けなければならない。

前項に規定する者は、氏名を変更したときは、技能講習修了証書替申込書(様式第18号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。

再交付・書替・統合の手続き

1、必要書類等

- ①再交付申込書 (写真1枚貼付)
- ②再交付手数料・・・2,500円(税込)
- ③本人確認書類(自動車運転免許証コピー)
- ④旧修了証(紛失の場合以外は、必ず返却してください)
- ⑤氏名変更の場合は、戸籍謄本

2、申込み方法

◆直接当教習所にお越し頂く場合 平日 9:00 ~ 16:30 (事前に電話をお願いします)

- ・上記必要書類①~⑤を1階事務所までお持ちください。
- ・代理の方の申請の場合は、上記①~⑤の書類と⑥委任状と⑦代理の方の身分証明書が必要です。

◆郵送での再交付依頼の場合

- ・上記必要書類に、返信用封筒(宛先を明記、392円の切手を貼付)を同封して郵送してください。
- ・再交付手数料2,500円は、下記口座に振り込むか、現金書留で郵送してください。

※注意事項

他機関が発行した修了証の再交付及び書替は、当教習所ではできません。

ご不明な点はお電話にてお問い合わせください。

お問い合わせ・送付先

振込先

〒712-8051 岡山県倉敷市中畝3丁目7-38
水島港湾会館内
港湾労働災害防止協会 岡山支部
水島港湾技能教習所

TEL 086-455-2210

FAX 086-455-4160

水島信用金庫 本店営業部
普通 462721
水島港湾技能教習所